

## ●国民健康保険に加入されている40～64歳の方

40～64歳の方は「介護保険第2号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。



### <年度の途中で65歳になられる方>

7月の本課税の時から誕生月の前月（月の初日生まれの方は前々月）までの分を計算して課税していますので年度途中での変更課税はありません。

### <年度の途中で40歳になられる方>

40歳の誕生月（月の初日生まれの方は前月）から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7月以降に40歳になられる方については、7月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税をすることはできませんので、途中で変更課税をさせていただき増額分を通知いたします。

## ●国民健康保険税納税を滞納すると……

納期限までに納付されない場合は督促状が發布され、100円の督促手数料を加算して納めていただくこととなります。

また、特別な理由もなく保険税の滞納が続きますと、有効期間の短い「短期被保険者証」や「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

## ◇ 前期高齢者（70～74歳）の方へのお知らせ ◇

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月末までとなっております。

平成20年中の所得によって自己負担割合を判定し、8月1日からご使用いただける新たな受給者証を有効期限までに郵送します。

※現役並所得以外の方の自己負担割合は平成22年3月まで1割に据え置かれます。



## 国民健康保険の主な届出について

国民健康保険に加入（転入・職場の健康保険を脱退・出生等）するとき、もしくは国民健康保険を脱退（転出・職場の健康保険に加入・死亡等）するとき、加入者自らが届出をしなければなりません。このような場合には印鑑と必要な書類等を持参し、必ず14日以内に届出をしてください。加入の届出が遅れた場合は、さかのぼって保険税が賦課されますが、その間の給付は受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、税務保険課までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】** 役場税務保険課 ☎ 77 - 3615